

議案第42号

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和6年5月22日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷正宏

(提案理由)

幼稚園教育職員の夏季休暇の取得期間を拡大する必要がある。

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年杉並区教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「7月1日」を「6月1日」に、「9月30日」を「10月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
(夏季休暇) 第27条 夏季休暇は、夏季の期間（ <u>6月1日</u> から <u>10月31日</u> までをいう。）において、職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。 2 略	(夏季休暇) 第27条 夏季休暇は、夏季の期間（ <u>7月1日</u> から <u>9月30日</u> までをいう。）において、職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。 2 略